

益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定
公募型プロポーザル提案書作成要領

第1 趣旨

美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定に係る公募型プロポーザルに関する提案書の作成にあたっては、提案書が提案者の学校給食に対する考え方や技術力、調理場における運営方法等を審査するためのものであることから、以下の事項に従い作成すること。

第2 提案書作成の前提

- 1 提案書作成様式は、A4縦置き横書きとする。ただし、各提案項目の記述の関連として、会社固有の共通に使用しているマニュアル、指針等の写しを付加する必要がある場合には、A3版折り込みとすることができる。
- 2 提案書は資料等を除き50ページまでとする。なお、表裏に印刷するなど、ページ数の縮減に努めること。
- 3 提案書を作成する際は、「第3 提案書記述の要領」を提案者の提案内容に置き換えて提出すること。より良い提案を行うため必要に応じて、章立てを変更することは妨げないが、その場合には変更点、変更箇所及び理由を明示すること。
- 4 「第3 提案書記述の要領」に記載する提案項目に従い作成すること。（補足資料等の添付書類についてはこの限りでない。）
- 5 「第3 提案書記述の要領」に記載する提案項目ごとに対象とする提案を行うこと。記載は当該項目内で完結すること。当該項目以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。
- 6 提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
- 7 実施義務ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。
- 8 説明は文書をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
- 9 要求水準書等、教育委員会が事前に公開した各種事業関連図書の内容を前提として提案すること。
- 10 「第3 提案書記述の要領」に記載する提案項目は必須として記入すべきものであり、これらの項目において、記入がないなどの場合は、評価できないため失格となる場合があるので、記入には十分留意すること。

第3 提案書記述の要領

公平かつ適切な評価を行うため、提案者は原則として以下に示す記述項目の順序、構成を遵守し提案書を作成すること。

なお、提案書で特に主張したい箇所は、提案書にアンダーラインをすること。

(1) 学校給食に関する考え方（様式第8号）

提案者の給食調理業務を行う上での方針、学校給食に対する考え方について具体的に記述すること。

1-1 基本方針等

- 1－2 経営状況等
- 1－3 学校への協力体制
- 1－4 食育の考え方
- 1－5 地産地消への対応

(2)業務運営に関する考え方（様式第9号）

提案者の給食調理業務を行う際の運営内容や作業体制等について、具体的に記述すること。

- 2－1 業務運営体制
- 2－2 準備期間の内容

(3)衛生管理に関する考え方（様式第10号）

給食調理業務を行う上での衛生管理に関する考え方や管理体制について、具体的に記述すること。

- 3－1 衛生管理の考え方
- 3－2 衛生管理体制

(4)危機管理に関する考え方（様式第11号）

食中毒の発生や緊急時での対処方法や危機管理に関する考え方について、具体的に記述すること。

- 4－1 危機管理体制
- 4－2 問題発生時の対処方法や体制
- 4－3 災害発生時の協力体制

（危機管理マニュアル等がある場合は添付すること。）

(5)業務体制に関する考え方（様式第12号）

給食調理業務を行う上での人員配置計画や指揮命令系統について、具体的に記述すること。

- 5－1 人員配置体制
- 5－2 組織体制

(6)指導研修体制に関する考え方（様式第13号）

学校給食調理業務を行う従事者に関する考え方を記述すること。

- 6－1 教育・研修体制

(7)地域貢献に対する考え方（様式第14号）

地域貢献に対する考え方を記述すること。

- 7－1 地元雇用の考え方
- 7－2 地産地消の取り組み
- 7－3 地域振興への寄与